

# 令和8年度 いじめ防止基本方針

赤穂市立有年小学校

## はじめに

有年小学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校における基本的な方針を策定します。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければいけません。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、児童が「いじめをしない人」に育つように、また、「いじめを生まない環境」をつくり出すように取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められています。

### (1) いじめとは

いじめの定義…「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省)

(いじめ防止対策推進法第2条から)平成25年6月公布

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
--

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為でない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉毀損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

### (3) いじめへの対応(いじめ防止対策推進法第8条)

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、学校運営協議会委員他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。その際、生徒指導を組織的・計画的に進めるため、第1層「発達支持的生徒指導」、第2層「課題未然防止教育」、第3層「課題早期発見対応」、第4層「困難課題対応的生徒指導」からなる重層的支援構造を意識し、取り組んでいきます。

(令和7年度 いじめ防止基本方針 4ページ参照)

## 2 未然防止

児童がいじめをしない態度や能力を身に付けるとともにいじめが起こらない学級・学校づくりを進めていきます。そのために、「いじめは、どの学級・学校でも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に取り組みます。

- (1) 発達支持的な視点をもった関わり  
児童が自発的・主体的に自らを発達させていけるように、その発達の過程をどう支えるかという視点に立って教職員が児童に向き合っていきます。
- (2) 意図的・組織的・系統的な教育活動  
全ての児童がいじめをしない態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導だけでなく、各教科での学習や特別活動、体験活動等を通じて継続的に行います。
- (3) 命や人権を尊重した豊かな心を育てる
  - ①人権教育の充実  
学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、命や人権を大切にすることを育成します。
  - ②道徳教育の充実  
友情の尊さや信頼、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導し、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を培います。
  - ③体験活動の充実  
ふるさと有年学習や自然学校等で、集団活動をすることや地域の大人と交流すること、自然にふれあうことにより、児童に豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図ります。
  - ④市民性を育む教育  
学校生活のきまりや社会のルールについて理解を深める機会をもち、お互いに決まりやルールを尊重することで、一人一人が安心して過ごせる学校・学校づくりに努めます。
- (4) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - ①困った、助けての言える雰囲気づくり  
困ったときや悩みがあるときに隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気づくりに努め、児童の困ったを受け止めることができる教職員の聴く力を高め、相談体制を築きます。
  - ②自己肯定感・自己有用感を高める教育活動  
授業だけでなく、行事や生活の様々な場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくり・居場所づくりに努めます。
  - ③実践的な取組の充実  
小さな問題についても、児童がお互いに考え、議論することにより、頭で理解するだけでなく、自分のこととして捉えて行動ができるように働きかけていきます。
  - ④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実  
学級活動等を行う際には、「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力や「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を見つけることができるよう働きかけを継続して行います。
  - ⑤心の通い合う教職員の協力協働体制  
教職員が組織的に対応できる体制を構築するとともに、良好な人間関係を築くこと、また、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりの推進に努めます。
- (5) 児童理解に基づく実態把握
  - ①教職員の気付き  
同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒り、児童と場を共有する中で、児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていけるよう努めます。
  - ②実態把握  
日々の生活の中での気付きや、「心の健康観察」等により、継続的に児童の状況や学級等の状態把握を行います。
- (6) 保護者や地域の方への働きかけ  
学校運営協議会やPTAの各種会議等において、「いじめ防止基本方針」の説明や意見交換、連携体制への協力依頼などを行います。

### 3 早期発見

いじめは、教職員や大人の気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいこともあることから、早期に発見することが早期の解決につながると考え、以下の6点を重点に取り組みます。

## (1) いじめの早期発見

### ①日々の観察

休み時間や昼休み、放課後等の雑談等の機会に、児童生徒の様子に気を付け、児童がいるところには、教職員がいることをめざし、児童と共に過ごす機会を積極的に設けます。

### ②観察の視点

グループ内における人間関係の把握に努めることともに、気になる言動に対しては適切な指導を行います。

### ③連絡帳や連絡コメントの活用

連絡帳や1人1端末を活用し、担任と保護者が日頃から連絡を密にとるとともに、気になる内容については、他の教職員と情報を共有したうえで、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

### ④教育相談

児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくったり、定期的な教育相談期間を継続して設けたりします。

### ⑤アンケート調査と個別面談の実施

定期的に(月1回程度)、児童に対するアンケート調査を実施し、いじめの兆候や実態を把握します。また、アンケートだけに頼らず、担任が児童一人一人との面談を実施し児童との人間関係づくり及び心理状態の把握に努めます。

\*アンケートはあくまでも発見の手立ての一つです。

\*児童全員分の回答用紙は卒業時まで、回答をとりまとめた文書は5年間保存します。

## (2) 教職員のいじめに気付く力を高める

### ①児童の成長を支援する姿勢をもつ

教職員が児童一人一人の人格を大切に、個性と向き合いながら教育活動を行うため、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立って、児童を守ることに努めます。

### ②共感的な理解

児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや行動・価値観・背景にある思いを理解しようとするカウンセリングマインドを高めていきます。

### ③いじめは見えにくいことを踏まえた対応

担任だけでなく、専科の時間や委員会・クラブ活動、給食や休み時間などにおいても、全教職員で児童を見る等、全校を挙げて問題に取り組むことで見落としや判断の誤りを防ぎます。

## (3) いじめ発見のきっかけ

「令和5年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」及び文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等の諸課題に関する調査」の調査結果から、アンケート調査や本人、本人の保護者からの訴えからの発見が高い割合となっており、今後も児童が相談しやすい信頼関係・環境づくりに取り組みます。

## (4) いじめの態様

いじめの態様はさまざまであり、中でもその行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、被害児童を守り抜くという観点から、関係機関と適切な連携を行います。

## (5) 相談しやすい環境づくりを進めるために

### ①本人からの訴えには

心身の安全を保障するため、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めます。

### ②周りの児童からの訴えには

新たないじめの発生を防ぐため、場所や時間を確保し、情報を真摯に受け止め、発信元は絶対に明かさないと伝える、安心感を与えます。

### ③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いたときに、すぐに学校に相談できるよう、日ごろから連絡を取り信頼関係を築くように努めます。

## (6) 地域の協力を得るために

多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校

と PTA や地域団体との地域ネットワークづくりを行います。

## 4 早期対応

### (1) いじめの情報を得たときの対応

被害児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導・支援を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、校内いじめ対策委員会へ報告し、組織的に対応していきます。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていきます。

### (2) いじめ対応の基本的な流れ

- ①いじめに関する相談を受けたり、教職員がいじめと思われる兆候に気付いたりした場合は、速やかに管理職に報告し、その日のうちに対応します。
- ②校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立するため、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に、いじめの有無を確認します。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ再発を防止するために、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、全職員で対応する体制をつくります。また、すみやかに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係と学校の指導方針を伝えます。
- ④いじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する適切な指導及び保護者への助言を、解決に至るまで継続します。いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることなく、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、相手の心の痛みを理解できるまで根気強く継続指導します。
- ⑤必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けることができるように、別室指導等の措置を講じます。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署等関係機関と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し適切に援助を求めます。
- ⑦特に配慮を要する児童への対応については、当該児童の状況や特性に応じて適切に対応します。

(「いじめ対応マニュアル 改訂版 P19(兵庫県教育委員会)」参照)

### (3) いじめ発見時の緊急対応

いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに学級担任や生徒指導担当等の校内いじめ対応チームに連絡し、組織的に対応を行います。あわせて管理職にも即座に報告します。

### (4) いじめが起きた場合の対応

#### ①いじめられた児童に対して

事実確認を行い、最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝えます。また、保護者に対しても当日のうちに家庭訪問等で事実関係、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。

#### ②いじめた児童に対して

一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強く指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側の苦しい気持ちを認識できるようにします。また、保護者に対しても、事実関係を説明するとともに「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、家庭での指導を依頼します。

#### ③周りの児童に対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者や先生など大人にいじめを知らせる相談者への転換を促します。

#### ④継続した指導・支援

いじめが解消したと判断された場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。また、被害側、加害側の双方にスクールカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアに努めます。

(5) 迅速に対応するために

悪ふざけと軽視することなく、いじめかもしれないと注意深く様子を見るなど、考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。

(6) 重大事態に発展させないために

① ケースに応じた対応

どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有したうえで、組織的にいじめに関する情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していきます。

② チーム支援による組織的対応

担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導担当と協力して、チームで対応します。また、対応が難しい場合は、教育相談担当や教務主任や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携・協働した組織的対応を行います。

(7) いじめの解消・特に配慮を要する対応

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間「少なくとも3か月（常に確認）」を目安とします。また、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、上記の目安にかかわらず、より長期の期間を設定します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認します。また、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

## 5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

SNS を介し、誹謗中傷、仲間外しや、学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案も起こっているため、インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

(2) 未然防止

学校では、機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていきます。子ども達のスマートフォンやタブレット等を第1義的に管理するのは家庭であることから、スマートフォンを持たせる必要性について検討したり、フィルタリングだけでなく、家庭において子ども達を危険からまらるためのルールづくりをしたりするように啓発します。

(3) 早期発見・早期対応

書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、警察等の専門機関とも協力して取り組みます。

## 6 組織的対応

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

① いじめ防止対策委員会の設置について

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、その中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置し、その委員会を起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

② 実効的な組織体制づくり

いじめ防止対策委員会が教職員間での情報共有が可能になるようにアセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の可視化を図ります。

### ③年間を通したいじめ指導計画の整備

いじめ対策を学校全体で組織的、計画的に取り組むために、いじめ対策において、どのような取り組みをいつ実施するかということを計画を立てながら進めます。

## (2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

### ①発見

### ②情報収集(担任、生徒指導担当)

### ③事実確認(いじめ防止対策委員会にて情報共有、いじめの認知等)

### ④方針決定(対応班の編成等)

### ⑤対応(いじめ解消に向けた指導)

### ⑥経過観察・解消(再発防止・未然防止活動)

※上記の流れは、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。

※いじめの解消に向けた取組は、迅速に対応することが大切であるため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。

## (3) 教育委員会、警察、その他関係機関、地域等との連携

### ①教育委員会との連携

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。

### ②出席停止措置

いじめを繰り返している児童に対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行います。しかし、指導の効果が上がらず、ほかの児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討します。

### ③就学校の指定の変更や区域外就学

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。保護者から、市町内の他の学校やほかの市町等の学校変更したい旨の申し出があれば、市町教育委員会と十分に協議します。

### ④警察との連携

重大ないじめ事案や、いじめが暴行、傷害、恐喝等犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、ただちに警察へ相談・通報し、早期に所轄の警察署や青少年育成センターと連携して対応します。

### ⑤その他関係機関や地域等との連携

いじめの状況やその背景によっては、福祉的な観点からスクールソーシャルワーカーと協力し、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。

## (4) 教職員の研修の充実

学校においていじめ対応マニュアル(兵庫県教育委員会)やいじめ未然防止プログラム(心の教育推進センター)及び生徒指導提要を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

## 7 いじめの重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法 第8条第1項)

①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(1号:生命、心身、財産重大事態)

②いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(2号:不登校重大事態)

### (2) 児童・保護者から申し立てを受けた場合の対応

いじめの事実の確認を行うとともに、いじめ防止対策委員会と情報を共有し組織的な対応を行います。また、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合には、その時点で、学校が「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態

が発生したものと報告・調査に当たります。

(3) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)

文部科学省は、教育委員会及び学校における法、いじめの防止等のための基本的な方針等に即した適切な調査の実施に資するため、ガイドラインを作成しており本校においても研修等に活用しています。

(4) 重大事態の判断および調査主体の判断

重大事態の判断は特定の教職員による判断ではなく、教育委員会または学校が判断します。教育委員会が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、教育委員会が行います。

(5) 重大事態の調査の目的及び平時の備え

事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的としています。また、学校では全教職員が重大事態に対してどう対処すべきかを認識し、日頃から学校外とも連携体制を構築しておきます。

(6) 重大事態の調査を行う際の姿勢及び調査中の学校での対応

重大事態の調査と並行して、対象児童への心のケアや必要な支援、関係児童に対する指導及び支援等に取り組みます。また、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法に基づきただちに警察と連携して対処します。(教育委員会とも共有)

(7) 重大事態が発生したときの対応

- ①学校は、重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始します。
- ②重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告します。
- ③教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切に情報を提供します。
- ⑤調査結果を教育委員会に報告し、調査資料を踏まえて必要な措置をとります。
- ⑥教育委員会等が調査する場合は、資料の提出など、調査に協力します。
- ⑦重大事態の調査結果についての説明、公表を適切に行うとともに、再発防止策を実施していきます。

(令和8年4月 改定)